- ① 警戒区域からの避難生活中に要介護1から要介護2に状態が悪化し、平成23年11月に避難先で死亡した被相続人について、死亡の結果と原発事故との因果関係が認められた事例。
- ② 平成23年3月から死亡した同年11月までの間、被相続人(要介護者)及びその介護者の日常生活阻害慰謝料が増額された事例。

# (全部)和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)について、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記の期間に限る。) について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及 ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	金額	期間
1 財物損害	445万0000円	777.7
(家財)		
2 避難後に購入した日用品費	44万2575円	
3 避難・移動費用	9万4700円	
4 避難先への謝礼	11万0000円	自 平成23年3月11日
5 営業損害	1万1997円	
6 医療費	9万4660円	
7 一時立入費用	3万5480円	至 平成24年3月31日
8 精神的損害	187万2000円	
(申立人の日常生活阻害慰謝料)		
9 精神的損害	147万2000円	自 平成23年3月11日
(Aの日常生活阻害慰謝料の申立		
人相続分)		至 平成23年11月19日
10 Aの死亡にかかる損害	280万0000円	
(Aの死亡慰謝料及び逸失利益の		
申立人相続分並びに葬儀費用)		
11 弁護士費用	34万1502円	
合計	1172万4914円	

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の損害項目(同項記載の期間に限る。) についての和解金として、金1172万4914円の支払義務があること

を認める。

## 第3 既払いの未清算仮払補償金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する未清算の仮払補償金30万円を支払い済みであることを確認する。

この未清算の仮払補償金30万円について、第2項記載の和解金117 2万4914円と清算する。

# 第4 支払方法

(省略)

#### 第5 清算

申立人及び被申立人は、第1項記載の損害項目2、3、4、5、6、7 及び11(いずれも同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。) については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

#### 第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立 人が署名(記名)押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人 は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。 平成25年2月1日

(仲介委員 細川大輔)